



どのような施策や事業が、市民参加の対象になるの？

市民参加を進めていく上で、どのような施策や事業を対象とするかは、非常に重要な問題です。市民参加の推進という見方からすれば、できる限り多くの施策や事業を対象とするのが望ましいのですが、市民参加に要する時間や費用に対する効果などを考えると、あまり簡易的な内容のものまで対象とすることは適切ではありません。また、緊急性が求められ、時間的な制約で市民参加では考えることができないものもあります。そこで、市民参加条例では、市民参加の対象となる事項を次のように定めています。

①市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定または変更

(例)戦略計画、次世代育成支援行動計画、生涯学習基本計画など

②市の基本的な方針を定める条例または市民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃

(例)市民自治によるまちづくり基本条例、環境基本条例、廃棄物の減量および適正処理に関する条例など

③広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定または変更

(例)市が設置する保育園、公民館、学校、図書館、体育館など

④市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入または改廃

(例)小・中学校の通学区域やごみの収集方法の大幅な変更など

⑤行政評価

(例)まちづくり評価の段階で、

公募市民、各種団体の代表者、学識経験者などで構成された「江南市まちづくり会議」による評価が行われています。

問合せ 地域協働課（内線3203）